

第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施とその後の状況

事務局から資料2により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 裁判手続の検討について

事務局から資料3により説明を受けた。裁判手続の実施に当たっては、事前に委員会の意見聴取を行うことを確認のうえ、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 資力調査について、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど、資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する方が公平性にかなうと考える。
- ・ 返還に応じない意思が明確な場合でも、粘り強く話合いの機会を設けて欲しい。
→（事務局） 訴訟は、裁判手続を強く主張をされる場合に検討したい。基本的には、話合いの機会を設けるため、民事調停の申立てを検討する。

○ 所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて

事務局から資料4により説明を受け、委員会として承認することとされた。

委員から、特別な事情による返還猶予を認める事由について、各家庭で生じる事情には様々なものが考えられるため、具体的な事例を踏まえ、必要な見直しを行うべきとの意見が出された。

○ 特別な事情による返還猶予の個別審査について

事務局から、資料5により概況の説明を受けたうえ、個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

審査対象の15件について、事務局から審査対象者個票（非公開）に基づき説明を受け、委員から、家庭等の事情などそれぞれ特別な経過や状況が認められるとの意見が出され、委員会として承認することとされた。

審査に関連して、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 家庭の事情については、どれも一定納得のできるものである。
- ・ 担当者が替わったことによる効果も一定見受けられる。
- ・ 第三者からの働きかけにより、手続を進めていただけたなど、前向きな影響を受けた事例も見受けられた。個人情報に配慮しつつ、働きかけに工夫して欲しい。
→（事務局） 手続に応じていただけるよう、今後も工夫したい。
- ・ 制度の不理解について、借受者が説明を受けた場合に、理解したつもりでも実は十分に理解できていないということも考えられるので、面談後の十分なフォローが必要と考える。